

令和元年 第10回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和元年6月20日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和元年6月20日

東京都教育委員会第10回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第48号議案

第29期東京都立図書館協議会委員の委嘱について

2 報 告 事 項

(1) 学校における情報通信端末の取扱いについて

(2) 平成30年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について

(3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人 (欠 席)

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	西 海 哲 洋
教育監	宇 田 剛
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	増 田 正 弘
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	小 原 昌
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
教育改革推進担当部長	藤 井 大 輔
特別支援教育推進担当部長	高 木 敦 子
指導推進担当部長	瀧 沢 佳 宏
人事企画担当部長	黒 田 則 明
担当部長（総務課長事務取扱）	加 倉 井 祐 介
(書 記) 総務部教育政策課長	秋 田 一 樹

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和元年第10回定例会を開会いたします。

本日は、北村委員から所用により、御欠席との届出を頂いております。本日は毎日新聞社外7社からの取材と、9名の傍聴の申込みがございました。また、MXテレビ外1社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。以上の件につきまして許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させていただきます。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、遠藤委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回4月25日の第8回定例会の議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第8回定例会の議事

録につきましては承認を頂きました。

前回5月23日の第9回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第48号議案及び報告事項（3）につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

報 告

（1）学校における情報通信端末の取扱いについて

【教育長】 それでは、報告事項（1）学校における情報通信端末の取扱いについて、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 報告資料（1）を御覧ください。学校における携帯電話やスマートフォンなど、いわゆる情報通信端末の取扱いについて御報告いたします。

資料の「1 これまでの国と都の取組について」を御覧ください。まず、国の動きについてでございますが、文部科学省は平成21年1月30日に、学校における携帯電話の取扱いについて、高等学校においては使用制限、小・中学校においては原則持込み禁止とする通知を出しております。この通知の見直しに向け、先月、学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議を立ち上げたところでございます。

次に、都の動きでございますが、都教育委員会は平成21年1月8日に、都立高等学校及び都内公立小・中学校に対し、携帯電話持込み禁止とする通知を出しております。その後、スマートフォン等の普及に伴い、生徒等がそれらをより適切に使用することができるよう、「SNS東京ルール」を作成したり、高等学校における「BYOD研究指定校」を指定するなどしてまいりました。今年4月には、「SNS東京ルール」を改訂し、適切な利用の促進や利用時間の自律的な管理についてルールに盛り込んだところでございます。

資料の「2 児童・生徒及び学校の状況について」を御覧ください。児童・生徒のスマートフォンの利用状況と学校の状況についてでございます。都立高校生のスマートフォン利用率が97.3パーセントに上っていることをはじめ、いずれの校種においても、スマートフォンの利用率が高くなっております。また、昨年度から10校の高等学校を「BYOD研究指定校」として指定し、生徒個人のタブレットPCやスマートフォンを学習に活用することの研究を進めておりまして、今年度もこの研究は継続しております。一方、区市町村立学校におきましては、現在も原則として校内への持込みを禁止している学校が多いと認識しております。

こうした社会情勢の変化や児童・生徒の実態を捉えると、学校でのタブレットの活用や特別支援学校を中心に登下校時の安全確保等において、スマートフォン等の活用が有効な場合も多いことから、学校においてスマートフォン等の情報通信端末の持込みを一律に禁止するのではなく、学力向上や安全に向けて適切に活用できるようにすることが必要であると考えております。

資料の「3 今後の対応について」を御覧ください。都教育委員会といたしましては、平成21年1月8日の通知を廃止いたします。都立学校におきましては、校内への持込みや使用について、校長が判断することといたします。その際は、基本方針を校長が定めた上で、生徒主体等により「SNS学校ルール」を見直し、適切に使用するよう促してまいります。生徒の情報通信端末の学校への持込み、使用を許可することで、学力向上や安全に向けた活用が進むのみならず、例えば、高校生活で得た学びのデータを大学提出用データとしてまとめ、個別の大学への提出、入試等で利用するための「e-Portfolio」への蓄積が容易になるなど、様々なメリットが期待できます。なお、区市町村立学校におきましては、引き続き、児童・生徒の実態や保護者の意向を踏まえるなどして、設置者である各教育委員会が判断することといたします。説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

【宮崎委員】 かつて、1980年代に、我が国で、中央教育審議会の前の臨時教育審議会で、日本の全ての子供がパソコンができるように学校に配ろうという提案がなさ

れたとき、ほとんど全委員の反対で、ボツになった経験があります。そのときに、アメリカ、アーカンソー州では、州予算の90数パーセントを使って、全員の子供にパソコンを配って、8歳までに言語能力をきちんと確立させて、11歳までに全員がパソコンを使いこなせるようにするということを決めて指導をする、逆の対応でした。そのときのアーカンソーの州知事が、後の大統領になったクリントンさんというわけなのですが、この世界では、そのときに開いた差がいまだに縮まらないと言われているそうです。そして、スマホの時代になると、いわゆるパソコンとは次元が少々違った情報端末ということになりますので、これは最初からきちんとこういう形で決めていくというのが大変望ましいと思います。

それと同時に、これを支えるリテラシーの教育ですね。必ず扱いそのものだけではなく、裏側にあるリテラシー教育をより充実するというので、先にリテラシーありきでこういう扱いを決めていくという姿勢を、見える形で外にも示していくというのが大事だと思います。「SNS東京ルール」など、とてもいいものがありますけれども、同時に、学校内の仕組みを作るときにも、そこを是非意識して抱き合わせで進めていくというふうにしていただければと思います。よろしくお願いします。

【指導部長】 委員が御指摘のとおりだと思います。やはりこういうことを使う裏の部分というものも、しっかり学校で意識しながら指導を進めてまいりたいと考えております。

【遠藤委員】 基本的には異論はないのですが、非常に危うさは感じております。どのようにして具体的に管理していくのだろうか。二点あります。一つは、この新たな東京都教育委員会としての今後の対応について、これを校長判断にかなり委ねるという部分があるわけです。そうすると、学校によってばらつきが出てくるのではないかと。それから、基本的には、私は、今の子供たちを見ていると、スマホを使いこなしているとは思えません。使われているのです。例えば、電車の中で、横を見ると、高校生らしい子供がゲームをやっているわけです。スマホでもって情報リテラシー向上のための何かをやっているとは思えません。それは、たまたま見た人がそうなのかもしれませんが、基本的に、宮崎委員が御指摘のように、情報リテラシーの向上という形、いわば、ITスキルの向上という観点では、これは良い方向であると思うので

すが、そのマイナスの側面をどのようにカバーしていくのかということが課題である
うと思っております。

この間、総合教育会議で、新井紀子さんのお話を伺いました。A Iということで、
I Tと人間との関係ということを伺いました。その中で、やはり、I Tを使いこなす
ためには、基本的な人間力、これがついていない段階でもってI Tの渦の中に巻き込
まれてしまったら、どういうことになるのだろうかという心配をしています。あわせ
て読書の時間を持つなど、アナログ的なきちんとした学力向上のための手立てと、そ
して一方でもってI Tリテラシーの向上、これの両立という観点が必要です。非常に
難しいと思うのですが、それなしでは、とんでもない間違っただけの方に行くのでは
ないかという心配も少々しております。

二点目の心配は、東京都民の子供の中の大半は、区市町村の学校の子供たちです。
それで、区市町村の学校の子供たちへの対応を、東京都教育委員会としては考えなく
ていいのかと。これを見ると、各区市町村の教育委員会が判断をするということですが、
その段階でもって、何か問題が起きたときに、東京都教育委員会は何をしていた
のかと、一般の都民の皆さんの感覚としては、東京都教育委員会と区市町村教育委
員会の区別など、分からないと思います。教育委員会とひとくくりで見えるわけであり、
最初に東京都教育委員会がこういう方向と、そして区市町村立小・中学校の子供たち
については、東京都教育委員会は知りませんで済むのだろうか。そうすると、指導
はできないにしても、何らかの助言をすべきではないか。それで平成21年1月8日に
発出した通知については、ここに書かれてはいないのですが、区市町村教育委員会も、
東京都のこの平成21年の通知に準拠したものでもって対応しているのでしょうか。そ
うだとすると、今回も東京都がこれから決める今後の対応の具体的な形の中で、区市
町村教育委員会の判断となっていますけれども、これは東京都としては、暗に東京都
のルールに区市町村も従ってくださいということが込められているのかどうか、以上
二点について、意見と質問をさせていただきます。

【指導部長】 最初の一点目については、4月に「SNS東京ルール」の改訂の報
告をさせていただいたときに、委員からも、高等学校における「SNS東京ルール」
の活用の度合いが低いのではないかという御指摘を受けたところかと思っております。今回

こういった通知を出しまして、学校でやはりスマートフォンを活用するという段階になったときに、この「SNS東京ルール」と必ずセットにして、学校には方針を決めてもらうということを考えています。その中で、生徒の活用について、やはり自律的にできるような形を指導してまいりたいと考えております。

それから、区市町村につきましては、都の平成21年1月8日の通知と、文部科学省の1月30日の通知を踏まえて、区市町村では原則持込み禁止という形になっているかと認識しています。今回、1月8日の都の通知については、廃止をいたしますけれども、まだ文部科学省の通知については、生きている状況です。先ほど申しあげましたように、有識者会議を経てどういう方向に行くかということは、我々としても、注視をしていきたいと考えておりますし、文部科学省の決定がまた出た段階で、区市町村にはその決定を伝えていくという形になろうかと思えます。

そして、各区市町村ごとに、やはり地域の実態、子供の実態等々ありますので、区市町村の施策として、区市町村が主体的に判断できる、やはりそういう余地は必要かと思ひまして、今回の通知に至った次第でございます。

【遠藤委員】 分かりました。

【秋山委員】 この通知ができて、例えば、学習障害のある子供たちや書字障害のある子供たちにとってみたら、これは朗報ではないかと思ひます。また、スマートフォン等を学校で活用することによって、そのリテラシーを抱き合わせで教えることができるようになるのではないかとも思ひます。

【山口委員】 以前は、この平成21年ですけれども、持って行っては駄目だというときの通知から、やはり社会の変化など、そういったことを考えて変更していくということは良いことだと思ひます。善か悪かではなく、先生方がおっしゃっているように、リテラシー、使い方、これから育ていく子供たちは、そういったことをきちんと身に付けて出ていかないと、これなしでは多分やっていけない時代だと思ひますので、それは良いことだと思ひます。

一方で、おそらく今、先生方の働き方の負担が大きいという中で、これがまた許されてくると、先生方の御指導がまた、使っているのか使っていないのかとか、どのように管理していくかということなどが、更に先生方の御負担になるのではないかとい

うところを、私は心配しております。ですから、是非こういったことが、少しずつ広がっていくということが、今、BYOD研究指定校ですけれども、おそらく広がっていくことは間違いありません。できれば、前提を先生たちに持っていただいて、もう許した以上、やはりこういったことは、良い、悪いということをきちんとしておかないと、もう本当に気にしだしたら、大変だと思うのです。ですから、そういったことも是非考えていただいて、どの程度子供たちときちんと折り合いをつけてやっていくのか、それは校長先生の御判断もあると思うのですが、あまり神経質になり過ぎるというのも、余計に先生たちの御負担が増すので、是非検討いただければと思います。

【指導部長】 国の有識者会議においても、小・中学校においては、保管の問題、それがやはり教員の負担になるのではないかというような課題が挙げられています。ただ、高等学校について言えば、もう既に97.3パーセントの生徒が利用しているという状況ですので、BYOD研究指定校も当然そうですけれども、個々の生徒が自分で管理をするという形で進めておりますので、そういったBYOD研究指定校の前例等々も紹介させていただきながら、進めてまいりたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

(2) 平成30年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について

【教育長】 次に、報告事項(2)平成30年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について、人事部長、説明をお願いします。

【人事部長】 それでは報告資料(2)について、説明をさせていただきます。本件は平成30年度に発生しました、都内公立学校における体罰の実態に係る調査の概要でございます。この調査につきましては、平成24年以降、体罰の根絶に向けて実施しているもので、毎年その結果を公表しております。今回で7回目となります。資料は、概要版及び調査資料となっております。

まず、概要版でございますが、1、調査の内容は平成30年度に発生しました体罰、不適切な指導、暴言及び行き過ぎた指導又はその疑いがある事案を対象にしております。

す。調査方法は、教職員については校長による聞き取り調査、児童・生徒については質問紙調査及び聞き取り調査で実施しております。平成30年度の傾向について、御説明申し上げます。今回この調査に対しまして、都内公立学校全体2,158校のうち、294校から、報告されております。

体罰等の行為者等の数でございますが、態様別の（１）にありますとおり、体罰を行った者は、平成30年度は23人ということで、前年度と比較すると、ほぼ横ばいの状況となっております。不適切な行為を行った者は197人であり、前年度と比べ、1割の減となっております。２、体罰の内容でございますが、行為者別、場面別、場所別につきましては、ほぼ昨年と同一の傾向となっておりますが、体罰者別で、教職員から体罰を受けた児童・生徒数が平成30年度は8人増えているという状況になっております。

それから、体罰が行われた学校の一覧でございますが、調査資料の7ページから9ページまでに記載しております。まず、都立学校で8校、区市町村立学校で15校となっております。全体では23校となっております。この表の中で黒丸が付いておりますが、黒丸につきましては、傷害の有無又は悪質で危険性があるという体罰につきまして、黒丸を付けているところでございます。この黒丸の内容につきましては、調査資料では9ページ目に記載しております。

再度、概要版の2ページでございます。平成30年度の状況でございますが、先ほど御説明したとおり、体罰を行った者は、調査開始時と比較しまして、8分の1と減ってきておりますが、昨年度からほぼ横ばいの状況です。ただ、教職員から体罰を受けた児童・生徒数は8名増えているということでございます。さらに、体罰の程度が著しい事案が7件発生しております。特に、平成29年では1件だった部活動の事案が、3件発生しているという状況があります。

こうした課題を含めまして、今後でございますが、これまでも取り組んできておりますが、都立学校及び区市町村教育委員会に対しまして、7月、8月を服務事故防止月間、体罰防止月間としておりまして、本調査結果を踏まえた研修内容を実施してまいります。また、体罰を含む服務事故の未然防止という観点から、教職員が取るべき具体的な行動例をまとめたガイドラインや、直近の服務関連の話題をまとめました

「ふくむニューズレター」というものを全都立学校教職員及び区市町村教育委員会へ送っておりますので、そうしたものを研修等あらゆる機会を捉えて活用してまいりたいと考えております。

また、7月、8月に行われますサービス事故防止月間に合わせて、各校で体罰根絶に向けた宣言を話し合っていていただいて、それを公表するという通しを通して、教職員の意識啓発を図ってまいりたいというふうに考えております。

これらのことに加えて、今後、部活動の教育的意義や体罰防止等に関するガイドラインを作成して、配布していく予定でもあります。また、体罰等により懲戒処分を受けた者に対しましては、再発防止の観点から、アンガーマネジメント研修等を実施してまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございましたら、お願いいたします。

【秋山委員】 概要版の1ページの一番下の体罰者別の所で、卒業生等から体罰を受けた児童・生徒数が、ここはデータが出ていませんが、これはどういう取扱いになるのでしょうか。

【人事部長】 この3年間でそういった事案がなかったという結果でございます。

【秋山委員】 分かりました。

【宮崎委員】 全学校数の中で、報告があった学校が1割ちょっとぐらいなのですが、これは、その他の学校では、なかったというふうに思っているのでしょうか。

【人事部長】 はい、そのように考えております。

【宮崎委員】 ありがとうございました。

【山口委員】 やはり指導と、また、なぜそういったことが駄目なのかというように、なことで研修も含めて徹底されてきているということで、減ってきているのかなというふうには思いますが、やはり、人間は喜怒哀楽、何かの弾みに怒りを持つとか、怒るということは、自然なことだと思います。それをやはりうまくコントロールするという、アンガーマネジメントも多分そうだと思うのですが、やはりそういったことを、

先生方にきちんと理解していただくということがすごく重要なかなと思います。

それから、私はやはり、これは生徒側の意識も本当はすごく大事なのかなと思って
います。例えば、怒られたときに、なぜ怒られたのかを理解するとか、先生とすると
何度も言ったけれども聞かないと、こういった体罰の事案が挙がってくると、よく先
生たちが言われるのです。そういったところの、生徒とのコミュニケーションという
か、一方的に自分は言っているつもりだけれども、生徒が理解していなかったとい
うこともありますので、生徒たちとのコミュニケーションをより大事にしていく、特に
これからはそういったことが、先ほどSNSのお話もありましたけれども、子供たち
の側もコミュニケーション能力が低くなっているというところもありますので、その
辺りも教育上、先生方御苦勞ですけれども、御努力お願いしたいと思います。

【人事部長】 やはり感情のコントロールというのが、教員側は重要になってくる
わけですが、都教育委員会としてもその点も意識して毎年、体罰防止の研修の中でも
そういった要素を入れて、確実に注意を促すように取り組んでおります。確かに子供
との日頃のコミュニケーションを取れるようにというところは、これは体罰が起こる
前にもう既にやっておかなくてはいけないところなので、日常の指導が重要かと思
います。やはり、日常、いろいろな子供がいらっしゃいますので、どういった指導が有
効かということを組織的に話し合いながら、教員間で共有し、子供の指導に当たるこ
とが大事だと思っております。そういったことも含めまして、学校には伝えていき
たいというふうに思います。

【山口委員】 よろしく申し上げます。

【遠藤委員】 この「今後の主な取組」というところを拝見していますと、これを
生かして、こういう体制にするというのは非常に結構だと思うのですが、それでもゼ
ロにはならないのです。今、山口委員から御指摘のあったアンガーマネジメント、こ
こにもアンガーマネジメントという言葉が出てきますけれども、これを実効性のある
ものにするためにどうしたらいいのかということも、課題ではないかと思います。

いわゆる体罰の結果としての懲戒処分具体的な案件を、ここに載っているケース
も含めて、我々は見ているわけです。その中には、アンガーマネジメントができ
なくて体罰に至ってしまったケースや、あるいは、これは教育的指導の一貫ではない

のだろうか、体罰と言えるのだろうかというような案件もあるようにも見えます。これは判断の問題だとは思いますが。ですから、この研修の場において、そういうことをしっかりともう改めて、こういうことを今までもやってきたと思うのですが、それでもなくなりません。そうすると、研修等のこの取組の中で、ゼロにするためには、どうしたらいいのだろうかという問題意識も、都教育委員会としては、持っていかなくてはいけないのかなとは思っています。大変だとは思いますが、よろしくお願いします。

【人事部長】 確かにいろいろな場面の指導がありますので、様々な事例を今まで私たちが収集しているところがございます。そうしたものは事例研究と称しまして、研修の中に組み込んでおまして、どういう行動がいけなかったのか、あるいは、こういうときはどうすれば良かったのだろうかというところを、教員の方々に主体的に議論してもらうのが大事だと思っておりますので、そうしたものも研修の中に取り入れながら、着実に進めてまいりたいと思っております。

【教育長】 ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

6月27日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会は6月の第4木曜日となります、来週27日、午前10時から、教育委員会室にて開催を予定しております。以上でございます。

【教育長】 ただいま説明のございましたとおり、今回は、来週の27日木曜日、午前10時からということでございます。よろしくお願いいたします。

この際、その他のことにつきまして、何か御発言ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前10時37分)